

吉野町事業者支援設備投資補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、吉野町（以下「本町」という。）で事業を営む、物価高騰の影響を受ける事業者に対し、設備投資に必要な経費の一部を補助することにより、事業者の経費負担の軽減を図ることを目的として、予算の範囲内において「吉野町事業者支援設備投資補助金」（以下「補助金」という。）を交付することに関し、吉野町補助金交付規則（平成12年吉野町規則第23号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業者等 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項から第4項に規定する中小企業者

イ 町内に事業所を有し、継続して事業を営む法人

(2) 個人事業主 町内において継続的かつ反復して事業を営む個人

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、中小企業者等又は個人事業主であつて、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

(1) 本町内に事業所を有し、当該事業所において引き続き事業を営むものであること。

(2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。

(3) 吉野町建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領（平成21年2月施行）に基づく資格停止措置を受けている者でないこと。

(4) 破産法（平成16年法律第75号）第30条に基づく破産手続開始の決定がな

されていないこと。

(5) 民事執行法（昭和54年法律第4号）に基づく仮差押え等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分による強制執行の措置を受け、支払が不能となっていないこと、又は第三者の債権保全の請求が常態となっていないこと。

(6) 会社更生法（平成14年法律第154号）第41条の規定に基づく更生手続開始の決定又は民事再生法（平成11年法律第225号）第33条の規定に基づく再生手続開始の決定の事実がないこと。

(7) 会社法第514条（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始命令がなされていないこと。

(8) 町税の滞納がないこと。

(9) 過去において、以下の行為をしていないこと。

ア 本町との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者

イ 本町が執行した競争入札若しくはせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を妨害し、若しくは不正な利益を得るために談合した者

ウ 本町と事業者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者

エ 本町の地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項に規定する監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

オ 本町との契約において正当な理由がなく契約を履行しなかった者

(10) 次の事業又はそれに類推する事業の実施又は実施予定をしていないこと。

ア 風俗営業又はそれに類する事業、犯罪に関わる又は助長する事業、公序良俗に反する事業及びその他街区の品位や価値を損なう事業

イ 騒音・振動・塵埃・視覚的不快感・悪臭・電磁波・危険物等を発生又

は使用する等、周囲に迷惑を及ぼすような事業

(11) 次に掲げる者等ではないこと。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条に規定する団体又はその構成員等の統制下にある団体

イ 暴力団の構成員、暴力団準構成員（暴力団以外の者であつて暴力団の周辺にあり、これと交わりを持ち暴力団の威力を背景に、暴対法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等を行うおそれのある者、又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等、暴力団の維持、運営に協力又は関与する者）、暴力行為の常習者又はそのおそれのある者

ウ 法務省による「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針」に規定する反社会的勢力

エ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体

(12) この要綱による補助金の交付を受けていないこと。

(13) 補助対象経費を対象として国、県その他機関から補助金等の交付その他これらに類する助成等を受けていないこと。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、事業の用に供する設備、機械装置等の取得、更新、及びその機能の維持又は回復のために行う部品交換その他必要な経費とし、次の各号に掲げる経費のいずれかに該当するものとする。ただし、汎用性が高く、目的外使用になり得るものは対象外とする。

(1) 機械装置等購入費（必要な付属品、据付費、運搬費、更新費を含む。）

(2) 機械装置等修繕費（機械装置等の修繕及び部品交換に要する経費を含む。）

2 補助対象経費は、補助金交付決定後に契約、発注及び着手し、令和8年12

月25日までに事業が完了し、かつ、当該経費の支払が完了したものとする。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助対象経費の額に3分の2を乗じて得た額とし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、切り捨てる。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の額は1者あたり上限300,000円、下限100,000円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下「交付申請者」という。）は、吉野町事業者支援設備投資補助金交付申請書（様式第1号）に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 設備投資概要書（様式第2号）
- (2) 納税証明書（町税に滞納のない証明書）
- (3) 交付申請者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）
- (4) 交付申請者が個人事業主の場合、登記簿謄本に代わる交付申請者の住民票の写し及び開業届の写し又は直近の確定申告書の写し
- (5) 設備の見積書
- (6) 設備の仕様が確認できる書類（仕様書、カタログ等）
- (7) 誓約書（様式第3号）
- (8) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第7条 町長は前条の規定により申請があつたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、吉野町事業者支援設備投資補助金交付決定（変更）通知書（様式第4号）又は吉野町事業者支援設備投資補助金不交付決定通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

2 町長は前項の補助金の交付決定をする場合において、第4条に掲げるもののほか、必要な条件を付するものとする。

(変更の申請等)

第8条 前条の規定により交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）

が、その内容を変更するときは、吉野町事業者支援設備投資補助金変更交付申請書（様式第6号）に変更に係る資料を添付し、速やかに町長に提出しなければならない。

2 交付決定者は、事業を中止又は廃止する場合は、吉野町事業者支援設備投資補助金中止（廃止）申請書（様式第7号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。この場合において、既に補助金の交付を受けた補助事業については第12条の規定を準用する。

3 町長は、第1項の変更等申請内容を審査した結果、既に決定した補助金額に変更等が生じたときは、前条の規定を準用し、交付決定者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 交付決定者は、補助金に係る設備等の設置完了後、吉野町事業者支援設備投資補助金実績報告書（様式第9号）に次の各号に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 経費内容が確認できる書類又は領収書の写し
- (2) 設備等の設置前、設置完了後の現場写真、又は購入した設備等の写真
- (3) その他町長が必要と認める書類

（補助金交付額の確定）

第10条 町長は、前条の実績報告があつたときは、これを審査し、必要に応じて現地等を調査し、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、吉野町事業者支援設備投資補助金確定通知書（様式第10号）により交付決定者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第11条 交付決定者は、補助金の交付を受けようとするときは吉野町事業者支援設備投資補助金交付請求書（様式第11号）を、町長に提出するものとする。

2 町長は、前項の請求があつた場合において、当該請求者に対して補助金を

交付するものとする。

(交付決定の取消し・返還)

第12条 町長は、交付決定者が次の各号に掲げる事項のいずれかに該当したときは、交付確定の全部又は一部を取り消した上、吉野町事業者支援設備投資補助金返還命令書（様式第8号。以下「返還命令書」という。）により、補助金の全部又は一部の返還を命じることができる。ただし、町長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 虚偽の申請又は不正行為により、補助金の交付を受けたとき。
- (2) 交付確定の内容又はこの要綱に違反したとき。
- (3) その他町長が不適当と認めるとき。

2 交付決定者は、前項の返還命令書により補助金の全部又は一部の返還を命じられた場合、当該返還命令書により当該補助金を返還しなければならない。

(権利譲渡の禁止)

第13条 交付決定者は、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

2 交付決定者は、補助事業により取得、更新、修繕若しくは部品交換を行った設備等について、事業完了の日から起算して5年間は、町長の承認を受けずに売却、譲渡、貸付け又は廃棄してはならない。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

第2条 この要綱は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに交付決定した補助金については、同日後も、なおその効力を有する。